

諏訪市合葬式墓地

使用者募集要項



【問い合わせ先】

諏訪市 市民環境部 環境課 環境衛生係

電話：0266-52-4141（内線211，212）

1 合葬式墓地とは

合葬式墓地は、一つの納骨室の中に多くの方の遺骨を埋蔵する墓地です。使用者が維持管理を行う必要がないため、墓地の承継者がいない方なども、生前に申し込みいただき利用することが可能です。

建物内部には、個別に骨壺を置く棚を設け、地下室には焼骨を直接埋蔵するスペースを備えた施設となっています。

2 施設概要

- 建物構造：鉄筋コンクリート造 平屋建て
- 建築面積：約 43 m²
- 高さ：約 4 m
- 付帯設備：焼香台、献花台、名札掲示板

3 埋蔵方式

- 個別埋蔵・・・15年間納骨棚へ保管し、その後納骨室地下のスペースに共同埋蔵する。
- 共同埋蔵・・・直接納骨室地下のスペースに共同埋蔵する。

4 募集数

- 個別埋蔵場所 400体
- 共同埋蔵場所 1,000体

5 使用料

- 個別埋蔵場所使用料 1体 150,000円
- 共同埋蔵場所使用料 1体 50,000円

※毎年の管理料はかかりません。

※合葬式墓地への埋蔵は、個人単位となります。例えば、ご夫婦や家族単位での埋蔵を希望される場合でも、それぞれ使用者になっていただき使用料を収めていただきます。

※共同埋蔵場所使用料の還付はありません。個別埋蔵場所使用料については、許可を受けた日から5年未満に使用の中止をした場合に限り、経過年数に応じた額の還付を受けることができます。

6 申込資格

次のいずれにも該当する方

- ① 諏訪市に住所又は本籍を有する方。
- ② 現に焼骨を所持している方又は将来において自己の焼骨を埋蔵しようとする方。
- ③ 現に市営大熊墓地及び市営角間新田墓地の使用許可を受けていない方。

7 申込方法

申請書により、お一人ずつ（すでにご遺骨をお持ちの場合1体ずつ）申し込んでいただきます。申請書に必要書類を添えて申し込んでください。※自己の焼骨を埋蔵しようとする場合は、埋蔵する際の立会人の選定が必要となります。死後において、その焼骨が合葬式墓地に埋蔵されるよう、あらかじめ立会人と必要な措置を講じておいてください。

【申込受付】

- 受付期間：随時受付中
- 受付場所：諏訪市役所 2 階 環境課 環境衛生係窓口
- 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
※（土・日曜日、祝・祭日を除く）

申請書等の様式は、環境課窓口でお受取り又は諏訪市ホームページからダウンロードしていただくことができます。

申し込みの流れ

(ア)すでにお持ちのご遺骨を埋蔵する場合

個別埋蔵方式か共同埋蔵方式を選択して、申請します。

(イ)ご自身のご遺骨を埋蔵する予定の場合

個別埋蔵方式か共同埋蔵方式を選択し、立会人を指定して、申請します。

※立会人は、将来必ずご自身のご遺骨を納骨できる方を指定してください。

※(ア)、(イ)共通

①申請書に必要書類を添えて環境課に申請します。

↓

②使用料を納付書により納入します。（納付書は郵送いたします）

↓

③使用許可証を発行します。（許可証は送付いたします）

●市営角間新田墓地又は市営大熊墓地を使用されている場合

- ① ご遺骨を改葬する場合は改葬許可申請書を環境課へ提出します。



- ② 使用している墓地を返還します。



- ③ 「申し込みの流れ」のとおり申請します。

●市営墓地以外の墓地からご遺骨を改葬する場合

- ① 「申し込みの流れ」のとおり申請します。



- ② 改葬許可申請書を環境課へ提出します。

【申込書類】

◆共通書類（各1通）

- ①使用許可申請書

- ②申請者（使用者）個人の住民票の写し

※市外在住者は、本籍の記載されたもの

《上記共通書類のほか必要な書類》

◆現に焼骨を所持している方（いずれか1通）

- ①埋蔵される方の死亡が確認できる証明書の写し

※住民票の除票、戸籍謄本、除籍謄本等

◆一般墓地（市営角間新田墓地又は市営大熊墓地をいう。）使用者が合葬式墓地の使用を申請する時

- ①諏訪市墓地返還届出書

※環境課の窓口又はホームページからダウンロードしていただけます。

◆将来において自己の焼骨を埋蔵使用とする時

- ①立会人の住民票の写し

8 使用の決定

申請書類を審査し、使用資格の確認ができた方に納付書を送付いたします。

納入の確認ができた方から、使用許可証を発行し、送付いたします。

使用許可証は、納骨等の際にも必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

9 使用料の納入

使用資格が確認できた方に納付書を送付いたしますので、発送から15日以内に下記の指定金融機関にて納付をお願いいたします。

※納期限内に納付できなかった場合は、使用許可が取り消しとなります。

●使用料の納入場所

○諏訪市役所（1階 9:00～11:30・12:30～15:00 12番窓口）

1階 8:30～9:00・11:30～12:30・15:00～17:15 13番窓口）

○指定金融機関

- | | | | |
|-------------------------|------|----------|------|
| ・八十二銀行 | 本・支店 | ・長野銀行 | 本・支店 |
| ・みずほ銀行 | 本・支店 | ・諏訪信用金庫 | 本・支店 |
| ・長野県信用組合 | 本・支店 | ・長野県労働金庫 | 本・支店 |
| ・信州諏訪農業協同組合本所及び支所 | | | |
| ・ゆうちょ銀行・郵便局（長野・新潟県内に限る） | | | |

10 利用開始日

使用料の納入が確認でき、納骨日の予約を取れた方から、予約をした納骨日に埋蔵することができます。

※通常納入した日から確認まで1週間程かかります。

※お急ぎで納骨されたい場合は、納入通知書兼領収書を環境課窓口にて提示することで納入の確認とさせていただき、納骨日を予約することができます。

1 1 名札の掲示

個別埋蔵場所の使用許可を受けた方用に、合葬式墓地の正面右側に、埋蔵される方の氏名を刻んだ名札プレートを取り付けられる掲示板を設けています。名札の掲示を希望される場合は、墓地使用許可証と一緒に同封してあるプレートに、埋蔵される方の氏名を刻み、納骨当日にお持ちください。

(名札はアルミ製で、大きさは縦11cm×横3cmです。)

なお、名札プレートの費用負担はありませんが、埋蔵される方の氏名は使用者が刻むものとし、これに要する費用は使用者のご負担となります。

○名札には埋蔵される方の氏名のみを刻むこととし、下記に該当するものを刻むことや、表示することはできません。

- ・宗教に関するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・その他墓地の管理上不適当と認められるもの

※名札の掲示は、納骨後、名札が提出された順番とします。

※名札の掲示板への取付けは市が行います。

※名札はご遺骨1体につき1枚とし、お返しすることはできません。

※名札は15年間掲示し、お骨を共同埋蔵する際に取り外します。

1 2 埋蔵手続き

焼骨を合葬式墓地へ埋蔵する場合、事前に予約が必要となります。埋蔵日時は予約制となりますので、納骨希望日の2週間前までに、下記の時間帯に環境課に電話予約をしてください。

○諏訪市役所環境課 電話：0266-52-4141

(内線：211、212)

○受付時間帯

平日の8:30から17:15

○納骨日

火・木・土曜日

午前 9:00 10:00 11:00

午後 1:00 2:00 3:00

※木曜日は各時間帯1体のみの受付とします。

※諏訪湖祭湖上花火大会(8/15)、新作花火大会(9月第1土曜日)当日は市内の交通事情を考慮し、納骨をお断りすることがあります。

※冬期間は降雪などの気象状況により、納骨をお断りすることがあります。

1 3 埋蔵方法

合葬式墓地への埋蔵は、市が行います。この時、使用者又は立会人のみ、納骨室へ立ち入ることができます。埋蔵後は焼骨の返還を受ける場合を除き、納骨室内へ立ち入ることはできません。

なお、個別埋蔵場所へ埋蔵された焼骨を埋蔵期間後に共同埋蔵場所へ移す際は、市が焼骨を移します。この時、焼骨のみを共同埋蔵場所へ移しますが、骨壺はお返しすることができません。

※共同埋蔵場所へ直接焼骨を埋蔵された場合、骨壺はお返しします。

1 4 参拝方法

合葬式墓地の建物正面に設けられた参拝スペース（焼香台、献花台）で、自由にお参りできます。

なお、納骨室への立入りはできません。また、市で供養等は行いません。

1 5 焼骨の容器の基準

個別埋蔵場所に埋蔵する焼骨を収める容器は、下記基準に適合するものでなければなりません。

- ①幅 22 c m以下、高さ 26 c m以下、奥行き 22 c m以下であること。
- ②材質は、陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。
- ③箱等の外装を施していないこと。

1 6 埋蔵や申込みにあたっての注意事項

- (1) 合葬式墓地には、諏訪市墓地使用許可申請書に記載した被埋蔵者（埋蔵される方のみ埋蔵することができます。なお、埋蔵予定者の変更はできません。
- (2) 個別埋蔵場所に埋蔵された焼骨（骨壺）、埋蔵された日から 15 年間を経過すると、焼骨のみを共同埋蔵場所へ移し、永年に埋葬されます。この時には使用料は徴収いたしません。
- (3) 個別埋蔵場所の利用者は、埋蔵した日から 15 年の期間内に使用の中止をするときは、中止の届出をし、焼骨を引き取らなければなりません。
- (4) 共同埋蔵場所に埋蔵された焼骨は、返還、改葬、分骨することはできません。

1 7 使用上の注意事項等

①死体埋葬の禁止

- ・合葬式墓地は死体（火葬していない遺体）を埋葬することはできません。

②一般墓地（市営角間新田墓地又は市営大熊墓地をいう。）との同時使用の禁止

- ・現に一般墓地の使用許可を受けている方は、合葬式墓地の使用許可を受けることはできません。合葬式墓地を使用する場合は、一般墓地の返還が必要となります。

③申請事項の変更

- ・住所等、申請事項に変更があった場合は直ちに変更の手続きをしていただく必要があります。

④使用許可の取消し

- ・次の場合には使用許可を取消すことがあります。
 - （１）合葬式墓地を目的以外に使用したとき。
 - （２）合葬式墓地使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
 - （３）偽り、その他不正な手段により許可を受けたとき。
 - （４）墓地条例又は墓地条例に基づく規則に違反したとき。
 - （５）合葬式墓地使用者と埋蔵される方が同一人物でない場合において、許可を受けた日から１年を経過しても焼骨を埋蔵しないとき。
 - （６）合葬式墓地使用者と埋蔵される方が同一人物である場合において、当該者が住所不明となり、又は死亡してから１０年を経過しても焼骨が埋蔵されないとき。

⑤原則、既納の使用料は還付いたしません。

18 案内図



19 合葬式墓地に関する Q&A

Q どのような人が利用できますか。

A 市内に住民票又は本籍がある方で、現に焼骨をお持ちの方又は自己の焼骨を将来納骨される方が利用することができます。

Q 事前予約することはできますか。

A 将来自己の焼骨を埋蔵する場合のみ予約することができます。予約する際に立会人を指定して申請していただく必要があります。

Q 申請時に使用料を納付する必要がありますか。

A 納付書の送付の日から15日以内にお支払いください。

個別埋蔵方式 150,000円 共同埋蔵方式 50,000円

Q 使用料以外に将来お金がかかる場合がありますか。

A 管理料等は必要ないため、使用料以外にはかかりません。

Q 予約をした後にキャンセルすることができますか。

A 原則キャンセルはできません。個別埋蔵場所使用料については、許可を受けた日から5年未満に使用の中止をした場合に限り、経過年数に応じた額の還付を受けることができます。

Q 合葬式墓地から焼骨を改葬することはできますか。

A 個別埋蔵場所使用者であって、焼骨を埋蔵してから15年経過する前に使用の中止の手続きをした場合は改葬することができます。

Q 納骨室の中に入って参拝することはできますか。

A 納骨室へは納骨するとき又は焼骨を引き取るとき以外は入ることができません。合葬式墓地の正面に参拝できる場所があります。

Q 共同埋蔵場所に埋蔵した際骨つぼは処分してもらえますか。

A 共同埋蔵場所使用者は、納骨する際にお返しさせていただきます。個別埋蔵場所へ納骨した骨つぼは、市が将来共同埋蔵場所へ移した際に市で処分します。